

# 第1回 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ

日時：令和4年10月4日（火）17:00～

場所：Web会議

## < 議 事 次 第 >

### 【開 会】

1. ワーキンググループ設置について
2. 委員紹介、座長選出
3. ワーキンググループの進め方について
4. その他

### 【閉 会】

## < 資 料 >

- 資料1 : ワーキンググループ 開催要領（案）  
資料2 : ワーキンググループ委員名簿  
資料3 : ワーキンググループの進め方について

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関する  
ガイドラインを検討するワーキンググループ 開催要領

1. 会議の名称

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループとする。

2. 開催目的

昨年7月に福岡県の保育園で男児が通園バスに置き去りにされ、死亡した事件に引き続き、本年9月5日にも、静岡県牧之原市の認定こども園で、送迎バスに置き去りにされた女児が死亡した悲惨な事件が起きたことを受け、下記の総理指示が出された。

総理指示事項（9月9日）

○ 今回の静岡県牧之原市内の認定こども園における、大変痛ましい事故を踏まえ、政府として、子供の安全を守るための万全の対策を講じるため、こども政策担当大臣を中心に、関係府省が連携し、スピード感をもって、以下の事項に取り組んでください。

1. 送迎バスを有する全ての園に対して緊急点検を実施するとともに、都道府県や市町村の協力を得て、実地調査を実施すること。
2. 今回の事案がなぜ発生したのか、どのような問題があったかについて、関係者からのヒアリング等を行い、徹底的に洗い出すこと。
3. こどもの安全対策を強化するため、安全管理マニュアルの整備、登園管理システムの普及、送迎バスの安全装置改修支援など、再発防止に向けて具体的な緊急対応策を、10月中に、とりまとめること。

総理指示を受け設置された関係府省会議において、関係府省に対して以下の「基本方針」に基づく緊急対策のとりまとめが指示された。

緊急対策のとりまとめに当たっての基本方針（9月29日）

1. 送迎用バスの安全装置装備について、児童福祉法、認定こども園法及び学校保健安全法等の体系の中で、最も適切な方法で義務化する。
2. 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを作成する。
3. 車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な安全管理マニュアルを早急に作成する。
4. 安全装置の義務化、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドライン及び安全管理マニュアルの作成を踏まえ、園を支援するための措置として、全ての園の送迎用バスの安全装置改修支援、安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施、登園管理システム等の普及など財政措置を含め、具体策をとりまとめる。

以上を踏まえ、このような悲惨な事案を二度と引き起こさないため、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様を検討し、技術開発・普及の推進に資する、ガイドラインの策定を活動目的とする。

### 3. 検討事項

- (1) メーカー等へのヒアリングを通じた開発状況の把握
- (2) 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインの策定

### 4. 開催主体

国土交通省とする。

### 5. ワーキンググループの構成

- (1) 本ワーキンググループは車両安全対策検討会の下でのワーキンググループとし、学識者、関係団体、関係省庁の代表者等により構成する。
- (2) 本ワーキンググループは座長を置き、委員の互選により決定するものとする。
- (3) 座長はワーキンググループを総括する。
- (4) 委員の任期は令和5年3月までとする。ただし、再任は妨げないものとする。

### 6. ワーキンググループの活動

- (1) ワーキンググループの進行及び会議資料は全て日本語とする。
- (2) ワーキンググループの参加メンバーは、検討会等に対して情報提供を行うとともに、具体的な貢献を行う。

### 7. 議事の公開

- (1) ワーキンググループにおいては、新装置の開発状況等、企業秘密等について議論が及ぶため、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利又は利益を害するおそれがあることから非公開とする。
- (2) ワーキンググループの配付資料については、原則としてワーキンググループ開催後速やかに公開する。
- (3) ワーキンググループの議事録（発言者氏名を除く。）は、ワーキンググループ委員の了承を得た後、速やかに公開する。
- (4) 当事者又は第三者の権利又は利益を害するおそれがある場合には、(2)、(3)に関わらずワーキンググループの合意を得た上で、配付資料又は議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

## ワーキンググループ 委員名簿

(敬称略・順不同)

## 【委員】

廣瀬 敏也	芝浦工業大学 工学部 機械機能工学科 准教授
中川 正夫	独立行政法人 自動車技術総合機構 交通安全環境研究所 研究員
神野 義久	一般社団法人日本自動車工業会 車両安全部会副会長 トヨタ自動車株式会社 先進技術開発カンパニー
松谷 宏	一般社団法人日本自動車車体工業会 株式会社オートワークス京都 コンバージョン営業・開発部 開発グループ
大矢 雅彦	一般社団法人日本自動車部品工業会 ㈱東海理化 電子制御システム技術部
藤井 宏行	一般社団法人日本自動車部品工業会 株式会社アイシン ボデー先行開発部 グループ長
後藤 諭	一般社団法人日本自動車部品工業会 ヴィオニア・ジャパン株式会社 CDS DAS
加藤 学	全国自動車用品工業会 加藤電機株式会社 代表取締役社長

## 【オブザーバー】

石川 進治	全国認定こども園連絡協議会 副会長 学校法人YIC学園多々良幼稚園 園長
日高 伸一	認定こども園連盟 神奈川県支部 理事 あきば幼保連携型認定こども園 園長
斎藤 祐善	認定こども園協会 学校法人正和学園幼保連携型認定こども園町田自然幼稚園 理事長
高谷 俊英	全国私立保育連盟 常務理事 社会福祉法人正蓮寺静蔭学園正蓮寺こども園 園長
伊澤 昭治	日本保育協会 予算対策常任委員長 社会福祉法人湘南杉の子福祉会五反田保育園 園長
伊藤 唯道	全国保育協議会 副会長 社会福祉法人順正寺福祉会順正寺こども園 園長
高橋 慶子	全国国公立幼稚園・こども園長会 副会長 目黒区立みどりがおかこども園 園長
内野 光裕	全日本私立幼稚園連合会 副会長 学校法人内野学園理事長 清瀬ゆりかご幼稚園園長
林 剛史	文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 室長補佐
渡部 剛士	文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 課長補佐
佐藤 雅明	厚生労働省 子ども家庭局保育課 課長補佐
樋口 大起	厚生労働省 子ども家庭局保育課 主査
馬場 耕一郎	内閣府 子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当) 付 教育・保育専門官

## 【事務局】

国土交通省自動車局技術・環境政策課  
車両基準・国際課

# ワーキンググループの進め方

---

国土交通省 自動車局  
令和4年10月

# 静岡県牧之原市の認定こども園における事故概要

## 1. 発生日

令和4年9月5日(月)

## 2. 発生園

学校法人榛原学園 川崎幼稚園(静岡県牧之原市)

※幼保連携型こども園

## 3. 事故状況

朝8時48分、送迎用バスにて登園するも、バス内に約5時間取り残されたとみられ、同日14時10分頃、バス内にて心肺停止状態で発見され、緊急搬送されたが、その後病院で死亡が確認された。

### <経過>

- ・8:00 18人乗りの中型バスに運転手、乗務員が乗車し園を出発。運転手は普段の職員ではなかった(当日の運転は園長が行った)。
- ・8:48 本児を含め6名の園児を乗せたバスが園に到着。乗務員は荷物を持ちながら、小さい子から降ろした。他の子には自分で降りてくるように声をかけながら門を開け園内に入った。その際、本児が降りたのか確認していなかった。
- ・運転手は、園児が全員降りたかどうか確認しなかった。
- ・クラス担当者は、欠席等の連絡なく登園していない園児の所在確認をしなかった。
- ・14:10頃 降園のため、バスを開錠すると、運転手と乗務員(登園時とは別の職員)が倒れている本児を発見。警察に連絡、救急車を要請
- ・14:30頃 救急車到着。心肺蘇生法等を実施し、病院へ搬送

- 今回の静岡県牧之原市内の認定こども園における、大変痛ましい事故を踏まえ、政府として、子供の安全を守るための万全の対策を講じるため、こども政策担当大臣を中心に、関係府省が連携し、スピード感をもって、以下の事項に取り組んでください。
  1. 送迎バスを有する全ての園に対して緊急点検を実施するとともに、都道府県や市町村の協力を得て、実地調査を実施すること。
  2. 今回の事案がなぜ発生したのか、どのような問題があったかについて、関係者からのヒアリング等を行い、徹底的に洗い出すこと。
  3. こどもの安全対策を強化するため、安全管理マニュアルの整備、登園管理システムの普及、送迎バスの安全装置改修支援など、再発防止に向けて具体的な緊急対応策を、10月中に、とりまとめること。

## ○ 「緊急対策のとりまとめに当たっての基本方針」

1. 送迎用バスの安全装置装備について、児童福祉法、認定こども園法及び学校保健安全法等の体系の中で、最も適切な方法で義務化する。
2. 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置(仮称)の仕様に関するガイドラインを作成する。
3. 車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な安全管理マニュアルを早急に作成する。
4. 安全装置の義務化、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置(仮称)の仕様に関するガイドライン及び安全管理マニュアルの作成を踏まえ、園を支援するための措置として、全ての園の送迎用バスの安全装置改修支援、安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施、登園管理システム等の普及など財政措置を含め、具体策をとりまとめる。

# 車両の安全装置に関する検討方針(案)

## 1. 検討の期限

今回の安全対策は緊急対策であることから、安全装置のガイドラインを年末までに策定し、当該装置の早期の普及に役立てる。

## 2. 検討の対象

緊急対策の一つである送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置(仮称)

## 3. 送迎用バスの置き去り防止を支援する装置(仮称)のガイドラインの性質

### ・ ヒューマンエラーを補完する安全装置であること。

※ 現在開発・市販段階にある安全装置の精度等を考慮すると、あらゆる場面で、車内への置き去りを完全に防ぐことを保証する安全装置は現時点では存在しない。

※ また、当該安全装置の点検、当該安全装置を用いた訓練等、使用者側のソフト面での対策を組み合わせることでその効果を最大限発揮できる点も考慮する。

### ・ 事業者(幼稚園等)への過度な負担とならないようにするため、既販車にも後付け可能な安全装置も視野に入れる。

※ 長期的対策として新車への搭載を目指した安全装置を否定するものではない

### ・ 一方で、より安全性を重視する事業者(幼稚園等)のニーズにも対応したものとする。

### ・ 安全性能を満たす安全装置を安心して選択できる分かりやすいガイドラインとする。

※ 電波法等各種法令を遵守していること、一定の耐久要件を満たすこと、故障時等のフェールセーフ要件を満たすこと、といった具体的要件はこの検討会で議論

# 置き去り防止を支援する安全装置(仮称)の概要

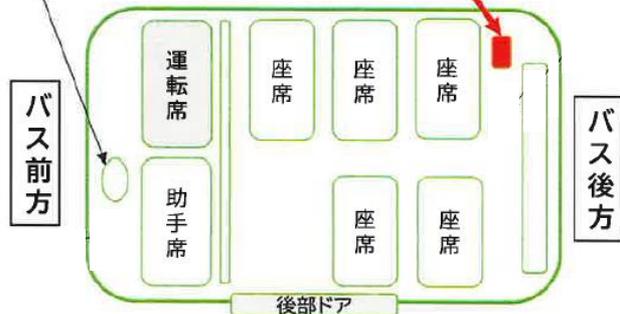
現在、①押しボタン方式、②自動検知方式などの車内への置き去り防止を支援する安全装置の開発が進められている。

## ●押しボタン方式

- ・運転手が車内に園児が残っていないか確認
- ・確認後運転手が車両後方の園児確認済ボタンを押し解除
- ・解除されない場合、車外に警報サイレンを発報

(C)警報サイレン

(B)園児確認済ボタン



## ●自動検知方式

- ・カメラ等で車内を監視
- ・エンジン停止後園児が取り残された場合には車外に警報を発報



(出典:新潟日報デジタルプラスネット記事)

# 置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン骨子(イメージ)

## 1. 目的

## 2. 対象自動車

送迎用バス

## 3. 置き去り防止を支援する安全装置の概要

- ①押しボタン式
- ②自動検知式
- ③その他(検討状況を踏まえ、必要に応じ追加)

## 4. 機能

### ○安全装置に必要な機能

- ・運転手が簡単にoffできない。又はoffした場合にはその旨を運転手等に音声等で知らせること
- ・エンジン始動時に作動状態になること(運転手がoffしても、再始動時には自動的にonとなる 等)
- ・エンジンを再始動した際に装置はリセット状態になること
- ・警報音の大きさ、外部への伝達方法 など

### ○ミスユースを防止する要件

- 電源喪失時、故障時の安全要件
- 耐久性等(振動、温度など)

## 5. 使用上の説明責任

安全装置を販売する者は、安全装置の使用者に対し、安全装置はヒューマンエラーを補完するものであること、また、安全装置の使用方法、注意事項、点検整備の必要性についても説明をすること。

## 6. 不具合の対応

安全装置を販売する者は、安全装置の使用に当たって不具合が発生した場合には発生原因を調査し、設計・製造上の不具合であると判断する時には、問題となる装置の改修をすること。

## 7. 保証期間

# ヒアリング時の質問票(案)(1/2)

下記の質問票は、ガイドラインの記載項目に盛り込むべきか判断するためヒアリングで活用予定。

## 1. 販売時の前提情報に関する質問事項

- 販売開始時期はいつ頃を予定しているか
- 生産台数はいつまでに何台程度見込めるか
- (後付け可能な場合)取付に際してどのような体制を考えているか
- 販売価格・(後付け可能な場合は)取り付けの費用はどの程度か

## 2. 安全装置の機能に関する質問事項

- 「押しボタン式」であるか「自動検知式」であるか
- ① 「押しボタン式」の安全装置に対する質問事項
- 確認完了時の入力装置は、どの場所に、どのような構造で設置されているか
  - 誤って押されてしまわない工夫はなされているか
- ② 「自動検知式」の安全装置に対する質問事項
- どのような方法で検知を行っているか。検知の範囲はどの程度か
  - 見落としまたは誤作動をしてしまうケースはどのようなものが考えられるか
  - 検知を行うタイミングや周期、期間等はどのように設定されているか
- ③ 両方式に共通の質問事項
- 安全装置自体のオン/オフのトリガーはどのように設定されているか※  
※どのような条件下でオフにすることを許容するか
  - どのような警報の方法・音圧を採用しているか(考えているのか)
  - 警報が一度解除されたのち、どのような条件でリセットされるか
  - 警報を開始するタイミングはどのように設定されているか
  - 耐久性をどのように確認しているか

下記の質問票は、ガイドラインの記載項目に盛り込むべきか判断するためヒアリングで活用予定。

### 3. 安全装置の使用時や使用中の問題について

- 安全装置の使用に際してどのような注意点が考えられるか
- 故意に安全装置の電源を切ることができないような対策はされているか
- 不具合情報等にはどのように対応する必要があると考えるか
- 定期的なメンテナンスはどのようなものが必要か
- 耐用年数はどの程度か
- 故障時や電池切れなど適切な機能を果たせない場合はどのような報知を行うか
- 関係法令(電波法等)への適合にも配慮して設計されているか
- その他、使用者の使い方に配慮した特別な設計がなされているか(例. 幼児等が降車後、車庫等に運ぶ場合等、運転手の煩雑さを考慮した設計等で何かあればお答えください)
- 保証期間は

### 4. その他

- 他に定めるべき要件としてどのようなものが考えられるか
- 送迎用バスの運用上の実態として知りたいことはあるか

## ① 欧州

- 乗用車の新車アセスメント(Euro NCAP)において、車内に取り残された子どもの置き去り防止装置を、2023年より評価対象に追加する。
- 装置の搭載義務化の動きはなし

## ② 米国

- 昨年成立したインフラ投資法において、乗用車(車両総重量10,000ポンド≒4.5トン未満)は、停止後に後部座席を確認するよう運転者に警告するシステムの装備を義務付ける規則を発行する旨明記。(義務化は2025年又は2026年の予定)
- 一部の州では具体的な基準が公開されつつあるところ(カリフォルニア等)

## ③ 韓国

- 幼稚園バスの運転手に園児降車後の車内確認と押しボタン等の操作を義務付け(2016年(車内確認)及び2018年(押しボタン操作)道交法改正)
- 幼稚園バスに押しボタン等の設置を義務付け(2019年車両安全基準改正)

日程	取組み内容	取りまとめ
9月29日	第3回関係府省会議 緊急対策のとりまとめに当たっての基本方針の提示	政府
10月4日 (本日)	幼児送迎バス安全対策WG立ち上げ・第1回開催 →車両の安全における対策の方針・ガイドライン骨子・ヒアリングの質問票について合意	国交省
10月 17～21の週	第2回幼児送迎バス安全対策WG開催 →本日合意した質問票を元にヒアリングを行うWGを開始。 以降1週間ごと、3回程度のヒアリングを目安に適宜開催予定	国交省
10月中	政府の対応方針骨子の取りまとめ	政府
11月下旬	第●回幼児送迎バス安全対策WG開催 →ヒアリング結果を踏まえ、ガイドラインに記載すべき事項を確定 装置のガイドライン(案)を提示	国交省
12月中旬	幼児送迎バス安全対策WG最終回開催 装置のガイドライン策定	国交省